**診　断　書　附　票**

　後見開始または保佐開始の審理にあたっては，本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。

　そこで，診断書を作成された医師に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので，お手数ですが，下記事項にもご回答ください。

　なお，成年後見制度においては，**審理に当たって鑑定を行う必要があるとき，鑑定を引き受ける医師が見つからないと，手続きが進められませんので，**精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし，医師のご協力をいだたいております。

１　今後，家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合，

　□　鑑定を担当できる。　（２以下にもご回答ください）

□　鑑定を担当できない。（以下にもご回答ください）

　　□　鑑定は担当できないが，下記の医師を紹介できる。

　　　　氏　　名：

　　　　所属病院：

　　　　：住所

　　　　　　　　　 電話番号

　　□　その他（理由 　　　）

（以下は，鑑定を担当していただける場合にご回答ください）

２　実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

　（おおむね５万円以下（税，文書料等込み）でお願いしております）

　　　　　□　　　万円で担当する。

　　　　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(2) 鑑定に要する期間について

　（多くの事例で，３０日間前後でご担当いただいております）

　　　　　鑑定には，　　　　　日間必要です。

(3) 「鑑定書作成の手引」等ＣＤの送付について

　　（最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」及び鑑定書書式データ。なお，鑑定書書式は，Wordの書式を用意してあります）

　　　　　□　不要　　　　□　必要

　　　＊ 「鑑定書作成の手引」等は，裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp)からダウンロードすることもできます（裁判所トップページ→「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」→「家事事件」→「その他」の「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」と順次にクリックしてください）。**なお，〈要点式〉は使用しないでください。**

３　裁判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際，窓口となる方をお書きください。

　（医師がご多忙の場合，連絡がとりやすい方をお書きくださると助かります）

　□　医師に直接

　□　医師以外

　　 　氏名：　　　　　　　　　　　　　所属：

　　　　電話：　　　（　　　）

　　　　郵便送付先：

　　　＊　連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

＊　なお，正式な鑑定依頼は，申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に改めて文書にて差し上げます。